

フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業技術登録要綱

(制定) 令和7年5月22日付7都環公技技第236号

(改正) 令和7年6月6日付7都環公技技第365号

(目的)

第1条 この要綱は、フロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業実施要綱（令和7年4月24日付7環改計第34号。以下「実施要綱」という。）に基づき、東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が連携して実施する本事業において、本事業の助成金の交付対象となる遠隔監視技術（以下「登録対象技術」という。）の登録等に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱における用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(登録事業者)

第3条 登録対象技術の登録を申請する事業者（以下「登録申請事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 一 登録する技術について、本事業の実施期間中、継続的にサービスを提供できる者であること。
- 二 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第二号に規定するものをいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（暴排条例第2条第三号に規定する暴力団員及び同条第四号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - エ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
 - オ 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(登録対象技術の要件)

第4条 公社は、次に掲げる要件を全て満たす登録対象技術を登録する。

- 一 一般社団法人日本冷凍空調工業会が作成する、業務用冷凍空調機器の常時監視によるフロン類漏えい検知システムガイドライン（JRA-GL17）に対応する技術であること。
- 二 登録対象技術の内容について、公社のホームページで公表可能なものであること。

(登録の申請)

第5条 本事業において、登録申請事業者は、公社が別に定める期間（天災地変等登録申請事業者の責に帰すことのできない理由として公社が認める場合にあつては、公社が認める期間）内に、登録対象技術登録申請書（様式1）、遠隔監視技術概要説明書及びJRA-GL17への適合要件チェックリスト（様式2）、誓約書（様式3）その他の別表1に掲げる書類を公社に提出するものとする。

(登録の決定)

第6条 公社は、前条による登録申請を受けた場合は、書類審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、登録対象技術の登録又は非登録の決定を行う。

- 2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、登録申請事業者に対し、登録対象技術の登録の場合にあつては「技術登録通知書（様式4）」により、登録対象技術の非登録の場合にあつては「技術非登録通知書（様式5）」により、その旨を通知するものとする。

(登録事業者の義務)

第7条 前条第1項の規定による登録の決定に当たっては、同条第2項の規定により登録対象技術の

登録承認の通知を受ける事業者（以下「登録事業者」という。）は次に掲げる事項すべてについてその責任と義務を有するものとする。

- 一 本要綱及び公社が作成する技術登録要領並びに公社が行った告知・発表等に定める事項を遵守すること。
- 二 登録された登録対象技術のサービス利用者（以下「サービス利用者」という。）に対して、本事業について正しい説明を行うこと。
- 三 公社が本事業のホームページやメール等を通じて行う連絡事項を確認すること。
- 四 公社が本事業の適正かつ円滑な運営のために行う調査（登録対象技術の設置状況のための現地確認や事業所への立入検査を含む。）に応じること。
- 五 公社が本事業の効果検証のために行う事業（サービス利用者へのアンケートを含む。）に協力すること。
- 六 サービス利用者に対して、第四号及び第五号の協力を依頼すること。
- 七 従業員等（従業員及び本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む。以下同じ。）に対して、登録事業者の業務、義務、禁止事項等について、周知と教育を徹底すること。

（登録情報の変更）

第8条 登録事業者は、登録した登録対象技術の内容の変更を行う場合は、事前に、技術登録内容変更申請書（様式6）その他の別表2に掲げる書類を公社に提出するものとする。

- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、当該変更を承認するものとする。
- 3 公社は、前項の承認を行うに当たっては、その内容が軽微なものである場合を除き、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、第2項の承認を行うときは、技術登録内容変更承認通知書（様式7）により、その旨を当該登録事業者に通知するものとする。

（事業者情報の変更に伴う届出）

第9条 登録事業者は、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに、技術登録事業者名称等変更届（様式8）その他の別表3に掲げる書類を公社に提出するものとする。

（登録の取下げ）

第10条 登録事業者は、登録された登録対象技術の取下げを行うときは、技術登録取下届出書（様式9）を公社に提出するものとする。

- 2 公社は、登録事業者が前項の規定により登録対象技術の登録を取下げた場合は、登録した当該登録対象技術を抹消するものとする。

（禁止事項）

第11条 登録事業者（登録申請事業者を含む。）及びその従業員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 不正、虚偽により登録事業者の登録を受け、又は登録を申請すること。
- 二 公社に対する義務を、第三者に譲渡し、若しくは移転し、又は担保に供すること。
- 三 公社を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること。
- 四 その他、公社が本事業の趣旨に反すると判断する行為、及び公社との信頼関係を損なう一切の行為。

（登録の取消等）

第12条 公社は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

- 一 第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
 - 二 不正の手段により登録を受けていたことが判明したとき又は前条の禁止事項に違反したとき。
 - 三 法令、条例等の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - 四 公益を害する行為をしたとき。
 - 五 解散し、又は破産手続開始が決定したとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しを行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

る。

- 3 公社は、第1項の規定による取消しを行う場合は、速やかに登録事業者に技術登録取消通知書（様式10）により通知するものとする。

（不適切な行為に対する処分）

第13条 公社は、登録事業者が、偽りその他不正の手段により本事業の申請を行い、若しくは本事業その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該登録事業者に対し、次の措置を講じることができる。また、登録事業者が第一号の登録の停止を受けた場合、登録停止期間中は本事業における登録対象技術の登録の申請を行うことができない。都又は公社が行う現地調査等に協力しなかった場合も、公社は、第二号の措置を講じることができる。

- 一 登録事業者としての地位の全部又は一部の停止をすること。
- 二 公社が行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象から外すこと。
- 三 不適切な行為が行われた事実、公社又は都による登録事業者に対する処分及び登録事業者の名称を公表すること。

（登録対象技術の公表）

第14条 公社は、第6条第1項により登録を受けた登録対象技術の内容等を公社のホームページで公表するものとする。

- 2 公社は、第8条の規定により登録内容の変更の申請を受けたときは、前項の公表内容を変更する。

（免責）

第15条 公社は、本事業に関して、登録事業者（登録申請事業者を含む。以下本条において同じ。）に生じたあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとする。ただし、公社の故意又は重過失によるものである場合には、公社は、登録事業者に直接かつ現実に生じた損害に限り、責任を負うものとする。

- 2 公社は、本事業に関して、登録事業者と、サービス利用者及び第三者との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとする。

（秘密保持義務及び個人情報保護義務）

第16条 登録事業者（登録申請事業者を含む。以下本条において同じ。）は、本事業に関連して、公社から開示される技術上又は営業上の情報（以下、「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩、開示又は公表してはならない。ただし、公社の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではない。

- 2 登録事業者は、本事業上の義務を履行する目的に限り、秘密情報を複製、加工、及び利用することができる。
- 3 登録事業者は、公社から指示を受けた場合、当該指示に従い速やかに、秘密情報（秘密情報を複製及び加工したものを含む。）を返却、廃棄又は消去するものとする。当該返却、廃棄、又は消去に要する費用は、登録事業者が負担するものとする。
- 4 登録事業者は、秘密情報及び個人情報の安全管理のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全措置を講じなければならない。
- 5 公社が要求する場合、登録事業者は、秘密情報及び個人情報の管理状態を公社に報告するものとする。また、公社は、登録事業者に対し、事前の書面による通知により、公社が登録事業者の業務の適正を確認するために必要と認める範囲内において、登録事業者の事業所その他秘密情報及び個人情報の管理場所又は使用場所に立ち入り、関連する書類等の提出を求めると秘密情報及び個人情報の管理等の情報セキュリティ監査を行うことができる。
- 6 公社及び登録事業者は、秘密情報又は個人情報の漏洩等の事故が発生し、又は発生したおそれのあることを知った場合、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、直ちにその旨を相手方に報告し、公社と登録事業者が協議の上、適切な措置を講じるものとする。
- 7 公社及び登録事業者は、前項の事故について、事故を引き起こした責任がいずれにあるかを協議の上、確定するものとする。
- 8 公社は、本事業の目的を達成するために、本事業の実施に関し知り得た登録申請事業者及び登録事業者等に係る情報等を、必要な範囲内において、都に提供する。また、都は必要な範囲内において

て、当該の情報等を都が指定する者に提供する。

(その他必要な事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、登録対象技術の登録等に関して必要な事項は公社が別に定めるものとする。

附 則 (令和7年5月22日付7都環公技技第236号)

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

附 則 (令和7年6月6日付7都環公技技第365号)

- 1 この要綱は、令和7年6月6日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年6月2日以降に令和7年5月22日付7都環公技技第236号のフロン漏えい防止のための遠隔監視技術活用促進事業技術登録要綱第5条の規定に基づき登録の申請がされたものについても適用する。

別表1 提出書類リスト（登録申請時）

No	提出書類	備考
1	登録対象技術登録申請書（様式1）	・Excel形式で提出すること
2	遠隔監視技術概要説明書及びJRA-GL17への適合要件チェックリスト（様式2）	・Excel形式で提出すること
3	誓約書（様式3）	
4	遠隔監視技術の検証結果報告書	以下の項目について記載があること ・検証概要（検証機種、検証試験場所、検証期間、実施体制等） ・検証結果（漏えい検知判定状況、漏えい検知率等）
5	登録申請事業者の履歴事項全部証明書	・発行後3か月以内のもの ・登記情報提供サービスで取得したものでないこと
6	登録対象技術の概要が分かるカタログ等	・会社のホームページに掲載が可能なものであること

別表2 提出書類リスト（登録内容変更時）

No	提出書類	備考
1	技術登録内容変更申請書（様式6）	・Excel形式で提出すること
2	遠隔監視技術概要説明書及びJRA-GL17への適合要件チェックリスト（様式2）	・変更のある箇所は変更後の内容を記載し作成すること ・Excel形式で提出すること
3	変更後の内容を証する書類	
4	会社が必要と認める書類	・会社が指示する場合に提出すること

別表3 提出書類リスト（事業者名称等変更時）

No	提出書類	備考
1	技術登録事業者名称等変更届（様式8）	・Excel形式で提出すること
2	履歴事項全部証明書	・事業者名称等の変更後の内容の記載があること ・発行後3か月以内のもの ・登記情報提供サービスで取得したものでないこと
3	会社が必要と認める書類	・会社が指示する場合に提出すること